

騒音規制法に規定する特定施設

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ. 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ロ. 製管機械</p> <p>ハ. ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ. 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ヘ. せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ト. 鍛造機</p> <p>チ. ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ. プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ. タンブラー</p> <p>ル. 切断機(といしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)</p> <p>ロ. アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機</p> <p>イ. ドラムバーカー</p> <p>ロ. チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ハ. 碎木機</p> <p>ニ. 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ホ. 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ヘ. かなな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄造型機(ジヨルト式のものに限る。)

※ 1馬力=0.746Kw